

学校法人向陽学園 向陽高等学校「たちばな同窓会」会則

第1章 総則

第1条 本会は、学校法人向陽学園 向陽高等学校「たちばな同窓会」と称する。

第2条 本会の事務局を向陽高等学校（長崎県大村市西三城町16番地）内におく。（以下「事務局」と称す）

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦と教養の向上を図るとともに、学園の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 母校の事業の助成
- 2 インターネット同窓会員の登録促進
- 3 その他必要と認める事項

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員
大村女子職業学校、向陽中学校、向陽高等学校の卒業生。
- 2 特別会員
前号の現職員、または旧職員。

第4章 組織

第6条 本会は以下の役員を置き組織する。

- | | |
|--------------|------------|
| 1 名誉会長（ 1名） | 5 監 査（ 2名） |
| 2 会 長（ 1名） | 6 会 計（ 2名） |
| 3 副 会 長（ 2名） | 7 顧 問（若干名） |
| 4 役員幹事（若干名） | |

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 名誉会長は、学園理事長を充てる。
 - 2 会長は、役員会で互選し代表幹事会で承認する。
 - 3 副会長は、会長が指名し代表幹事会で承認する。
 - 4 役員幹事は、代表幹事会の中から互選とする。
 - 5 監査は、役員会で選出し会長がこれを委嘱する
 - 6 会計は、役員会で選出し会長がこれを委嘱する。
 - 7 顧問は、校長ならびに役員会の決議により推挙する。
- 2 学年幹事は、各卒業年度の各クラスから2名選出し幹事会を構成する。
代表幹事は、各学年幹事の中から2名選出し代表幹事会を構成する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 名誉会長は、本会の全般に関し必要な助言と意見を述べ、本会の事業を賛助する。
 - 2 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会及び代表幹事会・幹事会の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときはその仕事を代行する。
 - 4 役員幹事は、代表幹事会・幹事会の意図を受け会務を推進する。
 - 5 監査は、本会の会計を監査する。
 - 6 会計は、本会の会計を処理する。
 - 7 顧問は、役員会の要請に応じて助言する。
- 2 代表幹事は代表幹事会、学年幹事は幹事会において会務を審議する。

第9条 役員の仕事は4年とし、再任を妨げない。欠員によって補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

1 総会

総会は、2年に1回開催し議決は出席会員の過半数をもって決議する。

2 役員会

役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 代表幹事会

代表幹事会は必要に応じて、会長が招集する。

本会の重要議案の審議は代表幹事会にて行い、出席幹事の過半数をもって決議する。

4 幹事会

幹事会は必要に応じて、会長が招集し議決は出席幹事の過半数をもって決議する。

第11条 各会議の審議事項は次のとおりとする。

1 総会

会務の報告、会務及び会則の変更等の承認、その他の事項。

2 役員会

予算・決算、事業計画の審議、その他の決議事項。

3 代表幹事会・幹事会

予算・決算、事業計画の審議、その他の決議事項。

第6章 会費及び会計

第12条 本会の会費は、毎年年度始めに徴収する。

2 会計は事務局と連携して行い、通帳等は会長が管理する。

第13条 本会の会費の変更は、代表幹事会の議決によるものとする。

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の雑収入をもってこれにあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 本会の収支は、予算に基づいて執り行い、会計担当役員は、会計年度終了後速やかに決算を行い、監査を受ける。また、会長は決算を代表幹事会に報告し承認を得る。

第7章 その他

第16条 本会員は、氏名、住所等に異動を生じた場合は本会の事務局に連絡する。

または、同窓会ホームページから必要事項を変更・登録する。

第17条 本会の会則変更は、第14条を除き代表幹事会において決議し幹事会や総会で報告する。

第18条 本会に関する慶弔は、別に定める慶弔規定により詳細は役員会で審議する。

付 則 昭和57年 1月 1日から施行する。

平成 7年 2月16日一部改正

令和 元年10月 1日一部改正

令和 2年 1月14日一部改正

